

令和8年5月29日

報道機関各位

公務中のサングラスの着用について（通知）

総務部職員課

1 内容

屋外での業務（公用車の運転、現場立ち合い、イベント運営等）における強い日差しや紫外線から職員の目を保護し、視認性の確保、疲労軽減及び安全な業務遂行を図るため、職員にサングラスの着用を認めるものです。

2 運用開始日

令和8年6月1日（月）から通年で運用します。

問い合わせ先	職員課	小山	TEL0270-27-2705
			内線 5323